新東健 第1338号 令和元年 6月11日

東区自治協議会会長 様

新潟市長 中原 八一 (担当:東区健康福祉課)

老人憩の家「松崎荘」の指定管理者制度導入 について (意見聴取)

新潟市区自治協議会条例(平成18年条例第74号)第7条第1項第2号の規定により、下記事項について貴自治協議会に意見を求めます。

記

1 老人憩の家「松崎荘」の指定管理者制度の導入について

老人憩の家「松崎荘」の指定管理者制度の導入について

1. 施設概要

【施設名】 老人憩の家「松崎荘」(新潟市東区松崎1丁目14番33号)

【設置目的】 老人の健康を保持し、その福祉の増進を図る(新潟市憩の家条例第1条)

【事業内容】 高齢者の健康増進・教養の向上を図るためにレクリエーション等の場を 提供(大広間,ワークルーム,浴室など)

【利用時間】 午前9時~午後4時半

【休 所 日】 毎週月曜日(月曜が祝日の場合は翌日も), 国民の祝日, 8月13日~8月15日, 12月29日~1月3日

【利用料】 浴室利用の場合 1回100円(定期利用券の発行有)

【職員体制】 管理人(非常勤)2名

2. 東区老人憩の家の現状

施設名	指定管理者	
大形荘	新潟市東区老人クラブ大形地区協議会	
岡山荘	新潟市東区老人クラブ大形地区協議会	
じゅんさい池	東山の下地区コミュニティ協議会	
大山台	山の下地区コミュニティ協議会	

3. 指定管理導入の理由

(1) 施設の基本理念の更なる充実

地域のノウハウとネットワークを活用した新たな活動の実施

(2) 施設及び地域の相互活性化

地域団体の創意工夫を活かした自主事業や地域住民・他施設と連携した活動の実施

(3) 経費等の効率的運用

4. スケジュール

指定管理期間 令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)<予定> 今後の予定

実施時期	業務・内容	
令和元年7月	第1回指定管理者評価会議開催	
令和元年 10 月	第2回指定管理者評価会議開催	
令和元年 12 月	指定管理者指定議案上程,委員会説明	

※ 老人憩の家の指定管理者選定方法について

新潟市公の施設に係る指定管理者制度に関する指針により、地域自治の振興などの目的のため、 地元住民団体が管理運営することが効果的な施設については、非公募で選定することが可能。

指定管理者制度とは

「公の施設」の管理・運営を民間事業者等の団体が行うことにより、市民サービスの向上や経費の節減を図ることを目的とした制度。

平成15年6月の地方自治法の一部改正により、市が設置する「公の施設」の管理について、市の出資法人や公共的団体等に限り管理を委託できる「管理委託制度」から、民間事業者やNPO等を含む団体(個人は不可)を指定して管理を委任できる「指定管理者制度」へ制度改正が行われた。

○指定管理者制度と直営との違い

	指定管理者制度	直営
管理運営主体	民間事業者を含む幅広い 団体(個人を除く)	市
職員	指定管理者の職員	市の職員
施設の使用許可等	指定管理者が行うことが できる	市が行う
リスク分担	協定書に基づく	市が負担
自 主 事 業	指定管理者自らが,指定管理業務以外の事業を企画・実施できる。 事業に係る経費は指定管理者の自主採算となる。	_
設置者としての 責 任	市	市

○指定管理者制度を導入している例

- ・コミュニティセンター
- ・スポーツ施設
- ・寺山公園子育て交流施設い~てらす
- ・ 老人憩の家